三　刑務所等被収容者の処遇に関すること（成人矯正第二課（関東矯正管区及び近畿矯正管区にあっては、成人矯正第二課及び成人矯正第三課）の所掌に属するものを除く。）。

［四～六　略］

（成人矯正第二課の所掌事務）

第十一条　成人矯正第二課は、次に掲げる事務（関東矯正管区及び近畿矯正管区の成人矯正第二課においては、第三号及び第四号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

［一～五　略］

（成人矯正調整官の職務）

第十二条　成人矯正調整官は、命を受けて、成人矯正部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（少年矯正部に置く課等）

第十三条　少年矯正部に、次に掲げる課を置く。

少年矯正第一課

少年矯正第二課

2　前項に掲げる課のほか、関東矯正管区、中部矯正管区、近畿矯正管区、中国矯正管区及び九州矯正管区の少年矯正部に、それぞれ少年矯正調整官一人を置く。

（少年矯正調整官の職務）

第十六条　少年矯正調整官は、命を受けて、少年矯正部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（注　令和七年度本予算が年度内に成立しなかった場合には附則は次のようになる。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　刑務所等被収容者の処遇に関すること（成人矯正第二課（東京矯正管区及び大阪矯正管区にあっては、成人矯正第二課及び成人矯正第三課）の所掌に属するものを除く。）。

［四～六　同上］

（成人矯正第二課の所掌事務）

第十一条　成人矯正第二課は、次に掲げる事務（東京矯正管区及び大阪矯正管区の成人矯正第二課においては、第三号及び第四号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

［一～五　同上］

（成人矯正調整官の職務）

第十二条　成人矯正調整官は、命を受けて、第二部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（第三部に置く課等）

第十三条　第三部に、次に掲げる課を置く。

少年矯正第一課

少年矯正第二課

2　前項に掲げる課のほか、東京矯正管区、名古屋矯正管区、大阪矯正管区、広島矯正管区及び福岡矯正管区の第三部に、それぞれ少年矯正調整官一人を置く。

（少年矯正調整官の職務）

第十六条　少年矯正調整官は、命を受けて、第三部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

○法務省令第十四号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項及び第二項、第四百四十四条第一項並びに第六百十七条第一項及び第二項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

法務大臣　鈴木　馨祐

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 2　［略］ 3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五十五　略］	（定義） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ 3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五十五　同上］